

自動車税口座振替納付キャンペーン 利用者FAQ

平成31（2019）年1月28日現在

Q1	自動車税口座振替納付キャンペーンとはどのようなものですか？
A1	栃木県の自動車税を口座振替で納付した納税者が、キャンペーン協賛店で口座振替通知書を提示すると、協賛店が独自に設定した特典サービスを利用することができるものです。
Q2	キャンペーンの協賛店や特典サービスの内容を知りたい。
A2	県のホームページに、協賛店の名称や特典サービスの内容を掲載します。 また、協賛店にはキャンペーンのポスターやステッカーが掲示され、ポスターには特典サービスの内容が記載されます。
Q3	特典サービスはいつまで利用できますか。
A3	キャンペーンの実施期間は、5月上旬の口座振替通知書発送の日から、平成31（2019）年8月31日までとなりますが、特典サービスの提供期間は協賛店によって異なる場合がありますので、ご利用の際は、協賛店にご確認ください。
Q4	協賛店として登録されている店舗は、同じ系列のどこの支店でも特典サービスを利用できますか。
A4	特典サービスの利用は、キャンペーンの協賛店に限られます。同じ系列の店舗であっても協賛店に登録されていない場合がありますので、ご利用の際は、県税のホームページにある協賛店一覧をご確認ください。 なお、協賛店には、キャンペーンのポスターやステッカーが掲示されます。
Q5	特典サービスを利用する際に、口座振替通知書以外に必要なものはありますか。
A5	協賛店によっては、特典サービスの利用の際に本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示を求められることがあります。
Q6	納税通知書についている口座振替の申込ハガキを使って、特典サービスを利用することはできますか。
A6	特典サービスを利用できるのは、口座振替通知書をお持ちの方に限られます。納税通知書に同封のハガキでは利用できませんので、ご注意ください。

Q7 今年は納税通知書で納付したけれど、ハガキを使って口座振替の申込をした場合、特典サービスを利用することはできますか。

A7 今年お申込をいただいた場合には、来年度以降に口座振替通知書が届いてから特典サービスを利用することができます。今年のキャンペーンでは特典サービスを利用することができませんので、ご注意ください。

Q8 去年の口座振替通知書で特典サービスを利用できますか。

A8 今年の口座振替通知書をお持ちの方を対象としておりますので、特典サービスを利用することができません。なお、口座振替通知書は再発行することができませんので、大切に保管してください。

Q9 1枚の口座振替通知書で、複数回特典サービスを利用することができますか。

A9 特典サービスの利用に係る条件は協賛店によって異なりますので、詳しくは協賛店にご確認ください。
また、協賛店によっては、提示した口座振替通知書の裏面や余白に特典サービスを利用した旨の確認印等を押すことがあります。

Q10 協賛店で口座振替を申し込むことはできますか。

A10 口座振替のお申込は、お近くの県税事務所又は自動車税事務所、もしくは県内金融機関で承っております。また、自動車税の納税通知書に同封のハガキでもお申込みいただけます。
協賛店では申込をすることができませんので、御了承ください。

Q11 軽自動車税でも口座振替をしていれば特典サービスを利用できますか。

A11 申し訳ございませんが、軽自動車税は市町村税となりますので、キャンペーンの対象とはなりません。

Q12 法人で自動車税を口座振替している場合、特典サービスを利用できますか。

A12 本キャンペーンは、個人で自動車税を口座振替で納めている方が対象となりますので、法人の場合は特典サービスを利用できません。御了承ください。